

公立大学法人青森県立保健大学 開学 20 周年記念事業基金

本学は人々の健康と生活の質の向上を掲げ、「いのち」を育んできた四季豊かな自然に恵まれた青森の地で、地域特性を生かしたヒューマンケアを実践できる人材の育成を理念として開学しました。以来、健康科学部では常に、高い国家試験合格率、高い就職率を維持し、約 3,000 人の卒業生を送り出しました。健康科学研究科では約 200 人の修了生が、保健医療福祉分野など多方面で、高度専門職、教育者、研究者、行政職として活躍しています。

我が国は高齢化、少子化、疾病構造の変化など、人々の健康と福祉について大きな局面を迎えております。変化する社会のニーズに対応しつつ、未来を見据え人材を育成していくためには、大学の刷新、拡充の歩みをやめるわけにはいきません。

本学は平成 30 年には開学 20 年を迎えることから、これを一つの節目とし、今後ともより一層、地域の健康と福祉の未来をリードする大学として邁進していく所存です。

地域の皆様とともに歩む青森県立保健大学の大いなる挑戦をご理解いただき、また、本基金の趣旨にご理解とご賛同を賜り、ぜひ皆様の温かいご支援と応援をお願いする次第です。



公立大学法人青森県立保健大学
理事長 上 泉 和 子

平成 2 9 年 1 1 月

開学 20 周年記念事業寄附金使途計画

開学 20 周年記念事業寄附金は、次の事業に充てることとしています。

- I 学生の自主的活動を支援するための事業**
- II 大学での学習環境改善に必要な事業**
- III 効果的な広報活動の推進に対する事業**

基金概要

- 目標額 2,000万円
- 募集期間 2019年3月31日まで
- 寄附金額 一口5,000円（何口でもお申込みいただけます。）
※一口未満のご寄附もありがたくお受けいたします。
- 対象 本基金の事業にご賛同される方ならどなたでもご寄附いただけます。
- 払込方法 基金概要及び寄附金使途計画についてご同意のうえ、下記のいずれかにてお払込みくださいますようお願いいたします。

①ゆうちょ銀行（旧郵便局）からの払込み

加入者氏名「公立大学法人青森県立保健大学」
No. 02210-5-142309

同封のゆうちょ銀行専用払込用紙に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行（旧郵便局）でお払込みください（ATM もご利用できます）。

※払込手数料は無料です（本学が負担します）。お送りした払込用紙以外でお払込みをされる場合、払込手数料が必要となり、この場合の払込手数料は寄附者のご負担となりますので、ご注意ください。

②現金

本学事務局経営企画室（下記お問い合わせ先）まで事前にご連絡ください。

③クレジットカードからの払込み（2018年4月開始予定）

本学ホームページからクレジットカードでのお払込みが可能となります。



（1）ご芳名の公表

寄附者様のご芳名は、あらかじめご承諾をいただいた上で、本学ホームページに掲載させていただきます。

（2）個人情報の保護

本基金のためにご提供いただいた個人情報は、寄附金收受業務および寄附金募集に関する業務のみに使用し、ご本人の同意を得ずに第三者に情報提供することはいたしません。

※税法上の優遇措置について

本学に対してお払振込みいただいた寄附金は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法37条第3項第2号に基づき、財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当し、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄附金となります。詳しくは管轄の税務署にお問合せ願います。

1 優遇措置の内容

（1）寄附者が個人の場合

ア 所得税

寄附金額が2千円を超える場合は、総所得金額の40%を限度として所得から控除されます。

イ 住民税

お住まいの都道府県及び市町村が、条例で本学を寄附金税額控除の対象としている場合、寄附金額（総所得金額の30%を限度）から2千円を差し引いた額に以下の率を乗じた額が税額控除されます。

お住まいの都道府県が指定した寄附金 4%

お住まいの市町村が指定した寄附金 6%

（2）寄附者が法人の場合

寄附金の全額を損金に算入することができます。

2 優遇措置を受ける手続き

①寄附金の入金が確認され次第「寄附金受領書」を本学からお送りします。

②所得税の控除をお受けになる場合は、確定申告の際に「寄附金受領書」を添えて住所地の税務署に申告してください。

③所得税の確定申告を行わない場合は、お住まいの市町村に申告を行ってください。